

奈良県営水道企業管理規程第五号

水道局  
各課  
出先機関

県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

附則第二項から第四項までを削り、附則第五項を附則第二項とし、附則第六項を附則第三項とし、附則第七項の見出し及び同項中「第五項」を「第二項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第八項の見出し及び同項中「第五項」を「第二項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第九項の見出し及び同項中「第五項」を「第二項」に改め、同項を附則第六項とする。